

## 鳥栖市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥栖市犯罪被害者等支援条例（平成29年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死亡被害者 犯罪行為により死亡した者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有していた者に限る。）
- (2) 傷害被害者 犯罪行為により傷病を負った者（当該犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する者に限る。）で、その治療に要する期間が1か月以上であると医師により診断されたもの

(遺族見舞金の支給対象者)

第3条 条例第6条第2項第1号に規定する遺族見舞金の支給を受けることができる者は、死亡被害者の遺族（死亡被害者に対する犯罪行為が行われた時から引き続き市内に住所を有する者に限る。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 死亡被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）
- (2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 前項に規定する遺族の順位は、同項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。この場合において、遺族見舞金は、第1順位の遺族に支給する。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族が2人以上あるときは、それらの者のうち、市長が適当と認める者1人を当該見舞金の受領についての代表者と定め、その者に当該見舞金を支給するものとする。

(傷害見舞金の支給対象者)

第4条 条例第6条第2項第2号に規定する傷害見舞金の支給を受けることができる者は、傷害被害者とする。

(支給の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、犯罪被害者等見舞金を支給しないことができる。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、被害者（死亡被害者及び傷害被害者をいう。以下同じ。）又は第1順位の遺族（第1順位の遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの

者。以下この条において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する関係がある場合

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

ウ 3親等内の親族

(2) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 被害者又は第1順位の遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたこと(その組織に属していたことが当該犯罪行為を受けたことに関連がないと認められるときを除く。)

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と親密な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(遺族見舞金の額の調整)

第6条 傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合(当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。)における遺族見舞金の額は、条例第6条第2項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した傷害見舞金の額を控除した額とする。

(支給の申請)

第7条 犯罪被害者等見舞金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金の支給を申請する場合 鳥栖市犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)支給申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

イ 死亡被害者の消滅された住民票の写し

ウ 申請者の住民票の写し

エ 申請者と死亡被害者との続柄に関する戸籍の謄本その他の証明書

オ 申請者が死亡被害者との婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

カ 申請者が死亡被害者の配偶者以外の者であるときは、第1順位の遺族であること

を証明することができる書類

キ 第1順位の遺族が2人以上あるときは、鳥栖市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届（様式第2号）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 傷害見舞金の支給を申請する場合 鳥栖市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（様式第3号）及び次に掲げる書類

ア 申請者が受けた傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書

イ 申請者の住民票の写し

ウ その他市長が必要と認める書類

（支給の申請の期限）

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給の申請は、当該犯罪行為による死亡若しくは傷病の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、市長が当該期間内に申請をしないことについてやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第9条 市長は、第7条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定し、鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（様式第4号）又は鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書（様式第5号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（犯罪被害者等見舞金の請求）

第10条 前条の規定により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けた者は、鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により犯罪被害者等見舞金の支給の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消し、又は既に支給した犯罪被害者等見舞金の額に相当する金額を返還させることができる。

（報告等）

第12条 市長は、必要に応じ犯罪被害者等見舞金の支給を受けた者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

（補則）

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

年 月 日

鳥栖市長 様

申請者 住所  
 氏名 (印)  
 被害者との続柄 ( )  
 電話番号

鳥栖市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書

鳥栖市犯罪被害者等支援条例施行規則第 7 条第 1 号の規定により、関係書類を添えて遺族見舞金の支給を申請します。

支給申請金額		円	
犯罪行為が行われた日時		年 月 日 時頃	
犯罪行為が行われた場所			
犯罪行為により死亡した者	氏名及び生年月日	( 年 月 日生)	
	犯罪行為が行われた時の住所		
	死亡年月日	年 月 日	
犯罪行為による被害の発生状況			
犯罪行為に係る傷害見舞金の支給の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
取扱警察署		警察署	
他の第 1 順位 の遺族	氏名	被害者との続柄	住所
備考			

(状況調査に係る同意確認)

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

鳥栖市長 様

(代表受給者)

住所

氏名

㊞

鳥栖市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）代表受給者選任届

私は、下記の遺族と協議し、遺族見舞金の代表受給者となりましたので届け出ます。  
なお、見舞金の受給に係る調整については、遺族間で行うこととし、市に対して異議を申し出ることはありません。

記

(同意者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

鳥栖市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
生年月日  
電話番号

鳥栖市犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書

鳥栖市犯罪被害者等支援条例施行規則第7条第2号の規定により、関係書類を添えて傷害見舞金の支給を申請します。

支給申請金額	円
犯罪行為が行われた日時	年 月 日 時頃
犯罪行為が行われた場所	
犯罪行為による被害の発生状況	
犯罪行為が行われた時の住所（現住所と異なる場合のみ記入してください。）	
傷病の状態	
取扱警察署	警察署

（状況調査に係る同意確認）

私は、申請に係る犯罪行為による被害の状況調査に当たり、市が警察署等において調査等を実施することについて、同意します。

氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

様式第 4 号

番 号  
年 月 日

様

鳥栖市長



鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付けで申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・  
傷害見舞金）の支給については、下記のとおり決定しましたので、鳥栖市犯罪被害者等支  
援条例施行規則第 9 条の規定により通知します。

記

支給決定額

円

様

鳥栖市長



鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給却下通知書

年 月 日付けで申請がありました犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・  
傷害見舞金）については、下記の理由により却下することに決定しましたので、鳥栖市犯  
罪被害者等支援条例施行規則第9条の規定により通知します。

記

理由

不服申立て及び取消訴訟

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥栖市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥栖市を被告として（訴訟において鳥栖市を代表する者は鳥栖市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

鳥栖市長 様

申請者 住所  
氏名 ⑩  
電話番号

鳥栖市犯罪被害者等見舞金支給請求書

年 月 日付け 第 号で支給決定のあった犯罪被害者等見舞金について、鳥栖市犯罪被害者等支援条例施行規則第 10 条の規定により請求します。

請求金額				円
犯罪被害者等見舞金の種類	<input type="checkbox"/> 遺族見舞金			<input type="checkbox"/> 傷害見舞金
振込先				
フリガナ 口座名義人				
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	本店・支店			
	種別	<input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 普通	口座番号	
ゆうちょ銀行	記号		番号	